

平成 20 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 相浦 一成
 (コード番号：3769 東証一部)
URL <http://www.gmo-pg.com/>
本店所在地 東京都渋谷区道玄坂 1 - 9 - 5
問合せ先 専務取締役経営企画室長 村松 竜
電話番号 03-3464-0182

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 18 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについての承認を求める議案を、下記のとおり、平成 20 年 12 月 16 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の報酬等に該当いたします。当社は、平成 16 年 12 月 15 日開催の第 11 期定時株主総会において取締役報酬額については年額 1 億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、当該報酬額とは別枠の報酬として、当社の取締役に対して年額 1,000 万円（うち社外取締役 150 万円）の範囲で新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は 8 名（うち社外取締役 1 名）であります。第 15 期定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと取締役 8 名（うち社外取締役 2 名）となります。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を募集する理由
当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を金銭の払込みを要することなく割当てするものであります。
2. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に割当てするものとします。
3. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする）または株式併合を行う場合は、次の算式により上記目的である株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

(2) 新株予約権の総数

500個を上限とする。なお、このうち、当社取締役（社外取締役を含む）に付与する新株予約権は200個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）または割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）のいずれか高い方の金額とする。ただし、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成 23 年 12 月 17 日から平成 27 年 12 月 16 日まで
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役（社外取締役を含む）もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
 - ③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ①以下の i から iii までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
 - i. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - iii. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。
- (10) 組織再編時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場

合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の(4)で定められる行使価額に準じて決定された金額に、③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前述の(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前述の(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

前述の(8)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由

前述の(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

その他の新株予約権の内容及び細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(注) 上記の内容については、平成20年12月16日開催予定の当社第15期定時株主総会において、「ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件としております。

以上